

重 要 事 項 説 明 書

特別養護老人ホーム 宣山荘

1. 施設の概要

- (1) 施設経営法人 社会福祉法人 若葉会
所在地 広島県福山市駅家町大字大橋1036番地の3
電話番号 084-976-5888
代表者氏名 理事長 若林 勲
設立年月 平成 2年 7月 1日
- (2) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
事業所番号 3471501167
- (3) 施設の目的 介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、要介護の認定を受けた方がご利用いただけます。
- (4) 施設の所在地 広島県福山市駅家町大字大橋1036番地の3
- (5) 電話番号 084-976-5888
- (6) 管理者氏名 若 林 勲
- (7) 開設年月 平成 2年 7月 1日
- (8) 利用定員 50人

2. 居室の概要

- (1) 居室等の概要 当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される場合は、原則として4人部屋です。

居室・設備の種類	室 数	備 考
4人部屋	12室	
2人部屋	1室	感染症対策可
短期入所室	1室	4人部屋
静養室	1室	
合 計	15室	
食 堂	1室	
機能回復訓練室	1室	
浴 室	2室	一般浴室 1 機械浴室 1 (オンラインバス・チェアインバス)
医務室	1室	
トイレ	3ヶ所	
洗面所	2ヶ所	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、介護老人福祉施設に必要と義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

3. 主な職種の勤務体制

職種	員数	勤務体制
1. 医師	1名	毎週 月曜日 13:00～15:00
2. 生活相談員	1名	8:30～17:30
3. 介護職員	24名	早出①: 6:30～15:30
		早出②: 7:00～16:00
		日勤①: 9:00～18:00
		日勤②: 9:30～18:30
		遅出①: 10:30～19:30
		遅出②: 11:30～20:30
		夜勤: 20:10～ 9:10
4. 看護師	6名	早出: 7:30～16:30
		日勤: 9:00～18:00
		遅出: 9:30～18:30
5. 管理栄養士	1名	8:30～17:30
6. 機能訓練指導員 (兼務)	1名	
7. 介護支援専門員 (兼務)	3名	

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合

があります。

◆ (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、居住費、食費を除き利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

① 居室の提供

② 食事

- ・ 当施設では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した適温食を提供します。
- ・ 自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
(食事時間) 朝食: 8:00～
昼食: 12:00～
夕食: 17:15～

③ 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 状態によって、一般浴・特殊浴(臥床式・座位式)を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 日常生活動作訓練

- ・ ご契約者が心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥ 健康管理

- ・ 嘱託医による訪問診療（月２回）の他、施設職員による健康管理を行います。
- ・ 施設職員又は協力医療機関の歯科医若しくは歯科医師の指示を受けた歯科衛生士にて施設入所時及び入所後の定期的な口腔衛生状態・口腔機能の評価を実施します。

⑦ その他自立への援助

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活リズムを考え、毎日の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

※ 日課計画表による共通サービス、個別サービスを組み合わせて実施します。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いください。

利用料金

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	5,890円	6,590円	7,320円	8,020円	8,710円
2. うち、介護保険から給付される金額	5,301円	5,931円	6,588円	7,218円	7,839円
3. サービス利用に係る自己負担額（１－２）	589円	659円	732円	802円	871円
表示金額にかかわらず、減免された場合はその額とします。					

加算項目

◇通常算定するもの		
加 算 名	算定要件等	加算額（自己負担額）
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	１月につき	50円
栄養マネジメント強化加算	１日につき	11円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	１月につき	13円
日常生活継続支援加算	１日につき	36円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	１日につき	28円
個別機能訓練加算（Ⅰ）	１日につき	12円
個別機能訓練加算（Ⅱ）	１月につき	20円
看護体制加算（Ⅰ）	１日につき	6円
看護体制加算（Ⅱ）	１日につき	13円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	１日につき（認知症高齢者の日常生活自立度「Ⅲ」以上の方のみ）	3円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	１月につき	10円
協力医療機関連携加算（Ⅰ）	１月につき（2024年度）	100円
	１月につき（2025年度以降）	50円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	１月につき	10円
高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	１月につき	5円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	上記までの利用料金・加算項目及び下記の加算項目により算定した金額の140/1000に相当する金額	合計金額×0.14円

◇必要に応じて適宜算定するもの		
加 算 名	算定要件等	加算額（自己負担額）
初期加算	入所日から30日以内 1日につき	30円
安全対策体制加算	入所時に1回	20円
外泊時費用	外泊・入院された翌日から 月6日限度	246円
療養食加算	1食につき	6円
在宅復帰支援機能加算	1日につき	10円
在宅・入所相互利用加算	1日につき	40円
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下 1日につき	72円
	死亡日以前4日以上30日以下 1日につき	144円
	死亡日の前日及び前々日 1日につき	680円
	死亡日	1,280円
退所時等相談援助加算	退所前後訪問相談援助加算 1回につき	460円
	退所時相談援助加算 1回限り	400円
	退所前連携加算 1回限り	500円
退所時情報提供加算	医療機関入院時 1回限り	250円
退所時栄養情報連携加算	医療機関入院時 1月1回限り	70円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（イ）1日につき	18円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（ロ）1日につき	12円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	6円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	6円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	100円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	200円
若年性認知症入所者受入加算	1日につき	120円
外泊時在宅サービス利用費用	1月に6日を限度 1日につき	560円
再入所時栄養連携加算	1人につき1回のみ	200円
配置医師緊急時対応加算	診療時間	通常勤務時間外
		早朝：午前6時から午前8時
		夜間：午後6時から午後10時
		深夜：午後10時から午前6時
認知症行動・心理症状緊急対応加算	入所日から7日まで 1日につき	200円
排せつ支援加算（Ⅰ）	1月につき	10円
排せつ支援加算（Ⅱ）	1月につき	15円
排せつ支援加算（Ⅲ）	1月につき	20円
ADL維持等加算（Ⅰ）	1月につき	30円
ADL維持等加算（Ⅱ）	1月につき	60円
自立支援促進加算	1月につき	280円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月につき	3円

◇加算要件が整えば算定するもの		
加 算 名	算定要件等	加算額（自己負担額）
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	40円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1月につき	90円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1月につき	110円
特別通院送迎加算	1月につき	594円
協力医療機関連携加算（Ⅱ）	1月につき	5円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	100円
新興感染症等施設療養費	1月に5日を限度 1日につき	240円
認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	1月につき	150円
認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	1月につき	120円
個別機能訓練加算（Ⅲ）	1月につき	20円

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を

居住費・食費の負担額

居住費（居室に係る自己負担額）	1日につき	915円
食 費（食事に係る自己負担額）	1日につき	利用者負担第1～3段階： 1,360円
		利用者負担第4段階： 1,600円

※食費について

…3食/日のうち、1食でも摂取された場合にも、上記の金額をご負担いただきます。
ただし、朝食のお膳が揃わないうちに、延食・中止等の判断がされ、その日に3食とも摂取されない場合には、ご負担はいただかないものとします。

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、居住費・食費の負担が以下のように軽減されます。

（1日あたり）

対象者		区分	居住費	食費
生活保護受給者		第1段階	0円	300円
世帯分離している配偶者を含む世帯全員が市町村民税を課税されていない場合	高齢福祉年金受給者			
	合計所得と課税年金収入と非課税年金収入の合計が年間80万円以下の方	第2段階	430円	390円
	合計所得と課税年金収入と非課税年金収入の合計が年間80万円以上120万円以下の方	第3段階①		650円
	合計所得と課税年金収入と非課税年金収入の合計が年間120万円を超える方	第3段階②		1,360円
上記以外の方		第4段階	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおり。	
			915円	1,600円

◆（２）介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 理・美容

〔理・美容サービス〕

月１回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：１回あたり １，７００円

② 事務費

利用料金：１日当たり １００円

ご契約者の希望により、事務代行サービスをご利用いただけます。詳細は以下のとおりです。

※各種申請、届出等の代行

- ・介護保険に関するもの(要介護認定の更新、負担限度額の更新など)
- ・その他(後期高齢者医療、日常生活用具費支給など)

※各種書類の送付

- ・金銭管理関係書類(金銭出納簿、請求書、領収書など)
- ・施設サービス計画書関係書類
- ・配布物(広報誌、お知らせ、郵便物転送など)

※その他、必要な事務手続き

③ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

１枚につき １０円

④ 日常生活費

利用料金：１日当たり １００円

日常生活上、必要となる物品の費用について、ご契約者に負担いただきます。

《必要物品》

シャンプー、ボディソープ、バスタオル、フェイスタオル、おしぼり
ティッシュペーパー、ガムデンタルリンス など

⑤ その他の費用（実費分）

- ・日用品(衣類、おやつなど)
- ・コーヒー代(２５円/１杯)…H27.4.1現在(購入価格によって変動することあり)
- ・写真代(３０円/１枚) ・アルバム代(１５０円/１冊)

などが対象となります。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥ エンゼルケア(死後の処置)

施設内でお看取りされたご利用者の死後の処置料として １３，０００円

（３）利用料金のお支払い方法（契約書第６条参考）

（１）、（２）の料金・費用は、毎月利用終了時に計算し、ご請求しますので翌月２０日までに次の方法の中から選択し、お支払ください。

① 宣山荘の中国銀行口座へのお振り込み

（振込手数料は入所者様負担となります）

② ゆうちょ銀行 または ＪＡバンク で口座振替

（口座振替手数料は施設負担となります）

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関の優先的な診療、入院や治療を保証するものではありません。）

医療機関の名称	所在地
石川医院	福山市芦田町下有地 9 8 6
寺岡記念病院	福山市新市町新市 3 7
甲斐歯科医院	福山市芦田町下有地 9 8 0-2

※嘱託医の訪問診療代は（3）の利用料金と合算して請求させていただきます。

5. 事故発生時の対応

ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び

ご家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際

して採った処置について記録し、またご契約者に対し賠償すべき事故が発生した場合は損

害賠償を速やかに行うとともに、事故の原因を解明し再発防止に努めることとします。

6. 高齢者虐待防止対策

ご契約者及び入所者の虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者へ周知徹底を図るほか、虐待の防止のための指針の整備を行い、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施し、虐待防止のための措置を講じます。

また、上記の措置を適切に実施するための担当者を配置します。

7. 身体拘束の禁止

身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

- ①原則として、ご契約者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により身体拘束をせざるを得ない場合には事前にご契約者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
- ②身体拘束等の適正化を図るための指針を整備し、委員会の定期的な開催、職員研修を定期的実施していきます。

8. 非常災害対策

①非常火災時には、別途定める消防計画に則り対応を行います。

- ・防災時の対応 防火管理体制により対応します。
- ・防災設備 年2回設備点検実施
- ・防災訓練 年2回実施

②災害時対策として、事業継続計画（BCP）を定め、定期的に研修や訓練を実施します。

9. 感染症対策

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策のため、以下の措置を講じます。

- ①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策のための指針及びマニュアルを整備し、委員会の開催、職員研修、訓練を定期的実施していきます。
- ②感染症対策として、事業継続計画（BCP）を定め、定期的に研修や訓練を実施します。

10. 苦情の受付について

ご契約者に提供したサービスに関する苦情に対しては、次のとおり受付窓口を設ける等ご契約者又はご家族に対する説明・記録等必要な措置を講じてまいります。

当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- | | |
|----------|--------------------------|
| ○苦情解決責任者 | 施設長 若林 勲 |
| ○苦情受付窓口 | 宣山荘事務所 電話：０８４－９７６－５８８８ |
| ○受付時間 | 毎週月曜日～ 金曜日
９：００～１７：００ |

上記、介護福祉施設サービスの提供に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

指定介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム宣山荘

説明者職名 生活相談員

名 前 若林 宏旭

印

私は、本書面にに基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護福祉施設サービスの提供に同意しました。

年 月 日

利用者 名 前

印

代理人 名 前

印

続 柄

重 要 事 項 説 明 書

特別養護老人ホーム 宣山荘
宣山荘短期入所生活介護事業所

1. 施設の概要

- (1) 施設の種類 短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホーム 宣山荘（空床） 平成12年 3月 6日 指定
事業所番号 3471501159
- (2) 施設の目的 短期入所生活介護事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、要介護の認定を受けた方がご利用いただけます。
- (3) 施設の所在地 広島県福山市駅家町大字大橋1036番地の3
- (4) 電話番号 084-976-5888
- (5) 管理者氏名 若 林 勲
- (6) 開設年月 平成 2年 7月 1日
- (7) 利用定員 4人 ・ 特養空床人数

2. 居室の概要

- (1) 居室等の概要 当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される場合は、原則として4人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
4人部屋	12室	
2人部屋	1室	感染症対策可
短期入所室	1室	4人部屋
静養室	1室	
合 計	15室	
食 堂	1室	
機能回復訓練室	1室	
浴 室	2室	一般浴室 1 機械浴室 1 (オンラインバス・チェアインバス)
医務室	1室	
トイレ	3ヶ所	
洗面所	2ヶ所	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必要と義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

3. 主な職種の勤務体制

職種	員数	勤務体制
1. 医師	1名	毎週 月曜日 13:00～15:00
2. 生活相談員	1名	8:30～17:30
3. 介護職員	24名	早出①: 6:30～15:30
		早出②: 7:00～16:00
		日勤①: 9:00～18:00
		日勤②: 9:30～18:30
		遅出①: 10:30～19:30
		遅出②: 11:30～20:30
		夜勤: 20:10～ 9:10
4. 看護師	6名	早出: 7:30～16:30
		日勤: 9:00～18:00
		遅出: 9:30～18:30
5. 管理栄養士	1名	8:30～17:30
6. 機能訓練指導員 (兼務)	1名	
7. 介護支援専門員 (兼務)	3名	

4. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合。
 (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合。

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、滞在費・食費を除き利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

② 居室の提供

③ 食事

- 当施設では、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した適温食を提供します。
- 自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食: 8:00～
 昼食: 12:00～
 夕食: 17:15～

④ 入浴

- 入浴又は清拭を週2回行います。
- 寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

⑤ 排泄

- 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑥ 日常生活動作訓練

- ご契約者が心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑦ 健康管理

- 施設職員がご契約者の主治医あるいは施設の協力医療機関と連携を取りながら健康管理を行います。
- 必要に応じて、協力歯科医療機関又はかかりつけ歯科医若しくは歯科医師の指示を受け

た歯科衛生士に口腔の健康状態の評価の方法や在宅歯科医療の提供等について相談します。

歯科医療機関への情報提供に当たっては、ご契約者又はご家族等の意向及びご契約者を担当される介護支援専門員の意見等を踏まえ、協力歯科医療機関又はかかりつけ歯科医等のいずれか又は両方に情報提供を行います。

⑧ その他自立への援助

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活リズムを考え、毎日の着替えを行うよう配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

※ 日課計画表による共通サービス、個別サービスを組み合わせて実施します。

< サービス利用料金（１日あたり） >

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いください。

利用料

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	4,510円	5,610円	6,030円	6,720円	7,450円	8,150円	8,840円
2. うち、介護保険から給付される金額	4,059円	5,049円	5,427円	6,048円	6,705円	7,335円	7,956円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	451円	561円	603円	672円	745円	815円	884円

☆ 送迎サービス料金は下記のとおりです。

	片道	往復
1. サービス利用料金	1,840円	3,680円
2. うち、介護保険から給付される金額	1,656円	3,312円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	184円	368円

※ 送迎サービスは土・日・祝日を除く月～金曜日の平日に実施しております。
通常の送迎の実施区域は、福山市駅家町及び福山市芦田町の区域とします。

加算項目

◇通常算定するもの		
加算名	算定要件	加算額（自己負担額）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22円
夜勤職員配置加算（Ⅲ）	1日につき	15円
看護体制加算（Ⅰ）	1日につき	4円
看護体制加算（Ⅱ）	1日につき	8円
機能訓練体制加算	1日につき	12円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	1日につき	10円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	上記までの利用料金・加算項目及び下記の加算項目により算定した金額（1月あたり）の140/1000に相当する金額	1月あたりの合計金額 ×0.14円

◇必要に応じて適宜算定するもの		
療養食加算	1食につき	8円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき	3円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき	4円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	100円
口腔連携強化加算	1月1回限り	50円
看取り連携体制加算	1日につき 7日を限度	64円

- ☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

滞在費・食費の負担額

滞在費（居室に係る自己負担額）	1日につき	915円
食費（食事に係る自己負担額）	朝食	340円
	昼食	650円
	夕食	610円

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、滞在費・食費の負担が軽減されます。

（日額）

対象者		区分	滞在費	食費
生活保護受給者		第1段階	0円	300円
世帯分離している配偶者を含む世帯全員が市町村民税を課税されていない場合	老齢福祉年金受給者			
	合計所得と課税年金収入と非課税年金収入の合計が年間80万円以下の方	第2段階	430円	600円
	合計所得と課税年金収入と非課税年金収入の合計が年間80万円以上120万円以下の方	第3段階①		1,000円
	合計所得と課税年金収入と非課税年金収入の合計が年間120万円を超える方	第3段階②		1,300円
上記以外の方		第4段階	施設との契約により設定されます。なお、所得の低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額は次のとおり。	
			915円	1,600円

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

⑤ 理容・美容

〔理容サービス〕

月1回、理容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,700円

〔美容サービス〕

月1回、美容師の出張による美容サービスをご利用いただけます。

利用料金：1回あたり1,700円

⑥ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑦ 日常生活必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代ご契約の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

・ コーヒー代(25円/1杯)…H27.4.1現在(購入価格によって変動することあり)

などが対象となります。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、利用月終了時に当月利用分をまとめて計算し、翌月20日頃までに請求明細書をお渡しし、23日(土日祝祭日の場合は翌平日)に、ご指定の口座《ゆうちょ銀行、JAバンク》より引き落としさせていただきます。

(4) 利用中の医療の提供について

老人ホームでの医療対応の範囲を超えた場合は病院受診となりますので、かかりつけ等の医療機関(病院等)への送迎等を家族の方にお問い合わせする場合があります。

5. 事故発生時の対応

ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村及び

ご家族等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に際

して採った処置について記録し、またご契約者に対し賠償すべき事故が発生した場合は損

害賠償を速やかに行うとともに、事故の原因を解明し再発防止に努めることとします。

6. 高齢者虐待防止対策

ご契約者及び入所者の虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者へ周知徹底を図るほか、虐待の防止のための指針の整備を行い、虐待の防止のための研修を定期的に(年2回以上)実施し、虐待防止のための措置を講じます。

また、上記の措置を適切に実施するための担当者を配置します。

7. 身体拘束の禁止

身体拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じます。

- ①原則として、ご契約者の自由を制限するような身体拘束を行いません。ただし、緊急やむを得ない理由により身体拘束をせざるを得ない場合には事前にご契約者及びそのご家族への十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際のご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
- ②身体拘束等の適正化を図るための指針を整備し、委員会の定期的な開催、職員研修を定期的
に実施していきます。

8. 非常災害対策

- ①非常火災時には、別途定める消防計画に則り対応を行います。
 - ・ 防災時の対応 防火管理体制により対応します。
 - ・ 防災設備 年2回設備点検実施
 - ・ 防災訓練 年2回実施
- ②災害時対策として、事業継続計画(BCP)を定め、定期的に研修や訓練を実施します。

9. 感染症対策

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策のため、以下の措置を講じます。

- ①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策のための指針及びマニュアルを整備し、委員
会の開催、職員研修、訓練を定期的
に実施していきます。
- ②感染症対策として、事業継続計画(BCP)を定め、定期的に研修や訓練を実施します。

10. 苦情の受付について

ご契約者に提供したサービスに関する苦情に対しては、次のとおり受付窓口を設ける等ご契約者又はご家族に対する説明・記録等必要な措置を講じてまいります。

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- | | |
|----------|----------------------------|
| ○苦情解決責任者 | 管理者 若林 勲 |
| ○苦情受付窓口 | 宣山荘事務所 電話：084-976-5888 |
| ○受付時間 | 毎週月曜日 ～ 金曜日
午前9時 ～ 午後5時 |

1 1. 利用時に持参していただくもの

- ・別紙参照

1 2. 利用時の諸注意

- ① 衣類について、施設で洗濯いたしますことから、所持品の全てに「油性マジック」で名前を記入願います。
- ② 黒、紺色の衣類にはお手数ですが白い布地を縫いつけて名前を書いてください。
- ③ 貴重品等は必要ありませんので、持参されなくてけっこうです。もしご持参されて保管をご希望なら事務所にてお預かりします。
- ④ 面会については、感染症対策のため予約制（日曜日、祝日を除く午前10時～11時30分、午後1時30分～午後5時）としています。ご希望の際は事前に電話等でご予約をお願いいたします。また、オンラインでの面会も対応しています。なお、感染症発生状況等により事前通知なく面会方法を変更することがありますのでご了承ください。
また、食品等の差し入れは食中毒予防のため現在は控えていただいております。
- ⑤ 個人テレビは使用できませんのでご了承ください。

上記、短期入所生活介護サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

宣山荘短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホーム 宣山荘(空床)

説明者職名 生活相談員 名前 若林 宏旭 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービスの提供に同意しました。

年 月 日

利用者
名前

印

代理人
名前

印

続柄

重要事項説明書

宜山荘デイサービスセンター介護予防通所介護相当事業所

1 サービスの内容

- (1) 「介護予防サービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。
- (2) 事業者は、次の施設及び日程によりサービスを提供します。
- (3) サービス提供にあたっては、別添の「介護予防通所介護相当計画書」に沿って計画的に提供します。

この「介護予防通所介護相当計画書」の内容は必要事項を記入して利用者の同意を受けます。

サービス提供 を行う施設	所在地	福山市駅家町大字大橋1036番地の3		
	名称	宜山荘デイサービスセンター介護予防通所介護相当事業所	電話	976-5888

(介護予防通所介護相当サービス日程)

- 1) 一日の「サービス提供日程」は「介護予防通所介護相当サービス日程」の表のとおりです。

2 サービス提供の記録等

- (1) サービス提供をした際には、「介護予防通所介護相当記録書」に必要事項を記入します。
- (2) 事業者は、前記「介護予防通所介護相当記録書」その他の記録を契約終了後2年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

3 職員体制等

- ①管理者 1名 ②生活相談員 3名（2名兼務）
③介護士 10名（内2名生活相談員兼務）
④看護師 3名
⑤機能訓練指導員 4名（看護師3名が兼務）

- 1) 利用定員 定員35名

2) 営業日及び営業時間

月曜日から土曜日まで（ただし12月31日から1月3日までを除く）とする。

営業時間帯 午前8時30分から午後5時30分

サービス提供時間帯 午前9時30分から午後4時30分

3) 事業実施地域及

通常の事業実施地域 駅家町、芦田町、新市町、御幸町及び加茂町

4 利用者負担金

- (1) 利用者の方にお支払いいただく利用者負担金は、別表のとおりです。

①介護保険法定利用料（1月通所当たりの単価）

（単位：円）

介護度	単価	利用者負担金 (10%)
事業対象者	17,980	1,798
要支援1	17,980	1,798
要支援2	36,210	3,621

※別途加算により必要となる料金

加算内容	単価	利用者負担金 (10%)
サービス体制強化加算【I1】 (要支援1)	880	88
サービス体制強化加算【I2】 (要支援2)	1,760	176
科学的介護推進体制加算	400	40

※注1) 介護保険の区分支給限度額を超過する単価分については、全額利用者負担となります。

※注2) 別途利用者負担金合計額に9.2%相当の介護職員等処遇改善加算(I)が加わります。

※注3) また、サービス提供体制強化加算、介護職員等処遇改善加算(I)については介護保険の区分支給限度額の算定対象には含まれません。

②実費支払い利用料は下記のとおりです。

- ・食費(食材費+調理費相当分) 食事1回分につき 650円
- ・おむつ代(パット) 1枚につき 90円(20円)
- ・衛生材料代(ガーゼ) 1枚につき 60円
- ・紙パンツ代 1枚につき 110円
- ・ドレッシング材 1枚につき 80円
- ・縫合テープ 1本につき 30円
- ・その他、実費負担相当と考えられるもの

③レクリエーション・趣味活動について

利用者の希望によりレクリエーション、趣味活動に参加していただくことができます。

尚、有料で希望者のみ制作する作品の材料費については別途徴収させていただきます。

- (2) 利用者負担金〔介護保険法定利用料および実費支払い利用料(食費も含む)の合計〕は、利用月の翌月20日までにお知らせし、23日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

5 緊急時等の対応

通所介護の提供中に、利用者の心身の状態に異変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医または協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

6 非常災害時対策

事業者は、非常災害に関する消防計画等の防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報、連携体制により、それらを定期的に職員に周知するとともに、年2回以上非難、救出訓練を行います。

7 守秘義務

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

秘密を保持する義務は、本契約が終了した後においても継続します。

8 苦情の取り扱い

提供したサービスに関する利用者からの苦情に対しては、次のとおり受付窓口を設ける等、利用者または家族に対する説明、記録等必要な措置を講じてまいります。

受 付 窓 口

宣山荘デイサービスセンター介護予防通所介護相当事業所 管理者 若林 勲

電 話 番 号 〇 八 四 － 九 七 六 － 五 八 八 八

F A X 番 号 〇 八 四 － 九 七 六 － 二 三 三 一

対 応 日 時 月曜日～土曜日、午前8時30分～午後5時30分

9 サービス利用にあたっての留意事項

- 1) 利用者又はその家族は体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- 2) 事業所内の機械及び器具を利用される際は必ず従業員に声をかけてください。
- 3) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 4) 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 5) 施設内での職員、他の利用者への宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
- 6) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

サービス契約の締結にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 説明者職名 _____

説明者氏名 _____ 印

(事業者)

名 称：宣山荘デイサービスセンター介護予防通所介護相当事業所

所在地：福山市駅家町大字大橋1036番地の3

管理者： 若林 勲 _____ 印

サービス契約の締結にあたり、本書面に基づいて事業者から上記のとおり説明を受け、重要事項の内容に同意しました。

令和 年 月 日 利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 続柄 () 印

重要事項説明書

宜山荘デイサービスセンター通所介護事業所

1 サービスの内容

- (1) 「通所介護サービス」は、事業者が管理運営する特定の施設に通って、当該施設において、入浴及び食事の提供（これらに伴う介護を含む）、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認その他利用者に必要な日常生活上の世話、並びに機能訓練を行うサービスです。
- (2) 事業者は、次の施設及び日程によりサービスを提供します。
- (3) サービス提供にあたっては、別添の「通所介護計画書」に沿って計画的に提供します。
この「通所介護計画書」の内容は必要事項を記入して利用者の同意を受けます。

サービス提供 を行う施設	所在地	福山市駅家町大字大橋 1 0 3 6 番地の 3		
	名 称	宜山荘デイサービスセンター通所介護事業所	電話	9 7 6 - 5 8 8 8

(通所介護サービス日程)

- 1) 一日の「サービス提供日程」は「通所介護サービス日程」の表のとおりです。

2 サービス提供の記録等

- (1) サービス提供をした際には、「通所介護記録書」に必要事項を記入します。
- (2) 事業者は、前記「通所介護記録書」その他の記録を契約終了後 2 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧、又は複写物を交付します。

3 職員体制等

- ①管理者 1 名 ②生活相談員 3 名（2 名兼務）
③介護士 1 0 名（内 2 名生活相談員兼務）
④看護師 3 名
⑤機能訓練指導員 4 名（看護師 3 名が兼務）

- 1) 利用定員 定員 3 5 名

2) 営業日及び営業時間

月曜日から土曜日まで（ただし 1 2 月 3 1 日から 1 月 3 日までを除く）とする。

営業時間帯 午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分

サービス提供時間帯 午前 9 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分

3) 事業実施地域及

通常の事業実施地域 駅家町、芦田町、新市町、御幸町及び加茂町

4 利用者負担金

(1) 利用者の方にお支払いいただく利用者負担金は、別表のとおりです。

①介護保険法定利用料（1回通所当たりの単価）

（単位：円）

介護度	単価	利用者負担金 (10%)
要介護1	6,580	658
要介護2	7,770	777
要介護3	9,000	900
要介護4	10,230	1,023
要介護5	11,480	1,148

※別途加算により必要となる料金

加算内容	単価	利用者負担金 (10%)
サービス体制強化加算(Ⅰ)	220	22
入浴介助加算(Ⅰ)	400	40
個別機能訓練加算(Ⅰ1)イ	560	56
個別機能訓練加算(Ⅰ1)ロ	760	76
個別機能訓練加算Ⅱ	200	20
認知症加算	600	60
中重度者ケア体制加算	450	45
科学的介護推進体制加算	400	40
ADL維持等加算(Ⅰ)	300	30
口腔機能向上加算	1,500	150

※注1) 認知症加算については主治医より認知症高齢者日常生活自立度判定Ⅲ以上の判定を受けられている方が対象となります。

※注2) 中重度者ケア体制加算については要介護1～5の利用者全員が対象となります。

※注3) 口腔機能向上加算・栄養改善加算算定については1月に2回を限度とする。

※注4) 科学的介護推進体制加算及びADL維持等加算については1月に1回を限度とする。

※注5) 介護保険の区分支給限度額を超過する単価分については、全額利用者負担となります。

※注6) 別途利用者負担金合計額に9.2%相当の介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)が加わります。

※注7) サービス体制強化加算、
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)については介護保険の区分支給限度額の算定対象には含まれません。

②実費支払い利用料は下記のとおりです。

・食費(食材費+調理費相当分)	食事1回分につき	650円
・おむつ代(パット)	1枚につき	90円(20円)
・衛生材料代(ガーゼ)	1枚につき	60円
・紙パンツ代	1枚につき	110円
・ドレッシング材	1枚につき	80円
・縫合テープ	1本につき	30円
・その他、実費負担相当と考えられるもの		

③レクリエーション・趣味活動について

利用者の希望によりレクリエーション、趣味活動に参加していただくことができます。
尚、有料で希望者のみ制作する作品の材料費については別途徴収させていただきます。

- (2) 利用者負担金〔介護保険法定利用料および実費支払い利用料(食費も含む)の合計〕は、利用月の翌月20日までにお知らせし、23日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。

5 緊急時等の対応

通所介護の提供中に、利用者の心身の状態に異変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医または協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

6 非常災害時対策

事業者は、非常災害に関する消防計画等の防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報、連携体制により、それらを定期的に職員に周知するとともに、年2回以上避難、救出訓練を行います。

7 守秘義務

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。秘密を保持する義務は、本契約が終了した後においても継続します。

8 苦情の取り扱い

提供したサービスに関する利用者からの苦情に対しては、次のとおり受付窓口を設ける等、利用者または家族に対する説明、記録等必要な措置を講じてまいります。

受付窓口	宣山荘デイサービスセンター通所介護事業所 管理者 若林 勲
電話番号	084-976-5888
FAX番号	084-976-2331
対応日時	月曜日～土曜日、午前8時30分～午後5時30分

9 サービス利用にあたっての留意事項

- 1) 利用者又はその家族は体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
- 2) 事業所内の機械及び器具を利用される際は必ず従業者に声をかけてください。
- 3) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- 4) 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- 5) 施設内での職員、他の利用者への宗教活動、政治活動、営利活動はご遠慮ください。
- 6) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

サービス契約の締結にあたり、本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日 説明者職名 _____

説明者氏名 _____ 印

(事業者) 名称: 宣山荘デイサービスセンター通所介護事業所 _____

所在地: 福山市駅家町大字大橋1036番地の3 _____

管理者: 若林 勲 _____ 印

サービス契約の締結にあたり、本書面に基づいて事業者から上記のとおり説明を受け、重要事項の内容に同意しました。

令和 年 月 日 利用者氏名 _____ 印

代理人氏名 _____ 続柄 () 印

重要事項説明書

1 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 若葉会
所在地	広島県福山市駅家町大字大橋1036番地の3
電話番号	084-976-5888
代表者	理事長 若林 勲

2 事業所の概要

(1) 事業所の概要と提供できるサービスの地域

事業所名	宣山荘居宅介護支援事業所
所在地	広島県福山市駅家町大字大橋1036番地の3
電話番号	084-976-5888
事業所番号	3471500391
管理者	福島 剛之
事業の実施地域	福山市

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	員数	職務内容
管理者	常勤 1名	従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
介護支援専門員	管理者兼務 1名 常勤 1名	居宅介護支援業務を行います。

(3) 営業日及び営業時間

営業日 (休業日)	月曜日～土曜日 8:40～17:20 日・祝および12月29日～1月3日
営業時間	8:40～17:20

3 事業の目的

社会福祉法人若葉会が開設する宣山荘居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮し、適切な居宅介護支援を提供いたします。

4 運営の基本方針

- (1) 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行います。
- (2) 事業所は、居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業所等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- (3) 事業所の運営にあたっては、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。
- (4) 事業所は、利用者の利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。
- (5) 事業所は、居宅介護支援の提供に当たり、介護保険等関連情報やその他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

5 サービス提供拒否の禁止

事業者は、正当な理由なく居宅介護支援の提供を拒むことはありません。

また事業者は、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な居宅介護支援を提供することが困難な場合は、他の指定居宅介護支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じます。

6 サービス利用料及び利用者負担

(1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

(2) 但し保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払われない場合、次の利用料をお支払いいただきます。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書を発行します。

・利用料金

区 分	要介護 1・2	要介護 3～5	算定基準
居宅介護支援費Ⅰ（ⅰ）	10,860円/月	14,110円/月	取扱件数が45件未満である場合において算定

・加算料金

区 分	金 額	算定基準
初回加算	3,000円/月	新規に居宅サービス計画を作成し居宅介護支援を行った場合及び要介護度区分が2区分以上変更された利用者に対し居宅介護支援を行った場合
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円/回	医療機関に入院した日の内に、医療機関の職員に対して利用者に係る必要な情報提供をした場合
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円/回	医療機関に入院した日の翌日又は翌々日に、医療機関の職員に対して利用者に係る必要な情報提供をした場合
退院・退所加算Ⅰ（ⅰ）	4,500円/回	医療機関等の職員から、カンファレンス以外の方法による情報提供1回
退院・退所加算Ⅰ（ⅱ）	6,000円/回	医療機関等の職員から、カンファレンスによる情報提供1回
退院・退所加算Ⅱ（ⅰ）	6,000円/回	医療機関等の職員から、カンファレンス以外の方法による情報提供2回以上
退院・退所加算Ⅱ（ⅱ）	7,500円/回	医療機関等の職員から情報提供2回、うち1回はカンファレンス実施
退院・退所加算Ⅲ	9,000円/回	医療機関等の職員から情報提供3回、うち1回はカンファレンス実施
通院時情報連携加算	500円/月	医療機関で医師又は歯科医師の受診に同席し、医師等に利用者の心身の状況・生活環境等の情報を提供し、医師等から情報を受け居宅サービス計画に記録
緊急時等居宅カンファレンス加算	2,000円/回	医療機関等の求めにより、医師・看護師等と共に利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行い、必要に応じて利用者に必要な居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合、月2回まで算定
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/月	終末期の医療やケアの方針に関して利用者又はその家族の郁夫を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた事業者へ情報提供した場合

(3) 介護支援専門員が通常のサービス地域をこえる地域に訪問・出張する場合には、路程1km当たり、40円の交通費が必要となります。

7 医療と介護の連携

入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を伝えていただきますようお願い

願いたします。また利用者の同意を得て、入院先に医療機関が求める利用者の情報を提供いたします。

8 公正中立なケアマネジメントの確保

- (1) 居宅介護支援の提供の開始にあたり、前6ヶ月間に事業所で作成されたケアプランの総数のうち「訪問介護」「通所介護」「地域密着型通所介護」「福祉用具貸与」がそれぞれ位置付けられたケアプランが占める割合、また訪問介護等ごとの回数の中に同一サービス事業所により提供されたケアプラン数が占める割合等を利用者に説明します。
- (2) 居宅サービス計画作成にあたって、利用者は、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることができます。また利用者は、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

9 事故発生時の対応

利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、記録します。
また、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。
事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

10 身体的拘束等の禁止

- (1) 事業者は、居宅介護支援の提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
- (2) 前号の身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又は再発の未然防止、早期発見及び迅速かつ適切な対応のため、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 虐待等に対する相談体制、市町の通報窓口の周知等の措置をとります。また、利用及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町への虐待の届出について、適切な対応を行います。
- (2) 虐待が発生した場合には、迅速かつ適切に市町の窓口に通報し、市町等が行う虐待等に対する調査などに協力するよう努めます。
- (3) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- (5) 事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施し記録します。
- (6) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

12 業務継続計画の策定

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
- (2) 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

13 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について介護支援専門員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施します。

14 窓口相談、苦情処理

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

担当者	管理者 福島 剛之
電話番号	084-976-5888
FAX番号	084-976-2331
受付時間	8:40～17:20（営業日）

(2) 市町（保険者）等の苦情・相談窓口

福山市保健福祉局 長寿社会応援部 介護保険課	住 所：広島県福山市東桜町3番5号 電 話 番 号：084-928-1166 FAX番号：084-928-1732 対 応 時 間：8:30～17:15
広島県国民健康 保険団体連合会 介護保険課	住 所：広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館 電 話 番 号：082-554-0783 FAX番号：082-511-9126 対 応 時 間：8:30～17:15

15 秘密の保持

- (1) 事業所は、居宅介護支援の実施に際して正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の情報を正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。なお、この秘密を保持する義務は、居宅介護支援の契約が終了した後においても同様とします。
- (2) 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により同意を得ます。

【説明確認欄】

年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 福山市駅家町大字大橋1036番地の3

名 称 宣山荘居宅介護支援事業所

説明者 印

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所

名 前 印

代理人又は立会人

住 所

名 前 続柄（ ） 印